

第 15 回研究会（G 情報通信業（第 1 回））における主な御意見とその対処方針等（案）

（注）第 19 回研究会において検討済みの事項については記載を省略している。

1 研究会における御意見

	御意見	対処方針（案）
05	<p>○ 「サーバーハウジング・ホスティングサービス」及び「クラウドコンピューティングサービス」について</p> <p>「クラウドコンピューティングサービス」については、技術的な側面が強い話のように感じられる。仮に仮想化の技術が進展し、ソフトウェア提供が全てクラウド化した場合、生産物分類として設定する意味がないように思う。</p> <p>→ クラウドは市場規模が拡大してきていることや、そもそものインフラ基盤部分とソフトウェア部分とで費用構造、産業構造が大きく異なっており、GDPの精度向上という生産物分類策定の趣旨からして区分していくべきであると考えている。</p> <p>→ データセンターやクラウドサービスは生産技術が異なるだけで、同質のサービスであるように感じられる。生産物分類設定の方針としては、ユーザーにどのようなサービスを提供しているかに着目すべきだと思われる。</p>	※ No.26 参照
07	<p>○ 通信業の生産物リストへの分類の追加について</p> <p>「F列 二次原案生産物リスト」中、一次原案生産物リストの「多チャンネル番組配信サービス」等について「副業として想定されないため、分類項目として設定しない。」等としている部分を削除して、これらの分類について「主業」として追加していただきたい。</p>	※ No.24 参照
14	<p>○ 番組販売について</p> <p>キー局がローカル局に対して番組を販売した際の「番組使用料」収入は、知的財産の使用許諾又はテレビ番組配給サービスのどちらにあたるのか。</p>	<p>○ 番組使用料については、知的財産関連生産物のひとつである「テレビ放映権の使用許諾サービス」に含まれるものとする。</p> <p>このため、原案において設定されていた「テレビ番組の配給サービス」については、実質的に「テレビ放映権の使用許諾サービス」と同じであるため削除する。また、原案において設定されていた「テレビ番組</p>

		の制作及び配給サービス（受託制作を除く）」についても、配給を削除し、制作と受託制作を統合して、「テレビ番組の制作サービス」に一本化する。
16	<p>○ 「パッケージソフトウェア」の区分について</p> <p>家庭で使われるような文書作成ソフトは、どこに含まれるのか。</p> <p>→ 「コンピュータ等基本ソフト」に含まれることになると思われる。</p> <p>→ 「業務用」、「個人用」の区別が明確になるよう、引き続き品目や内容例示などを検討してほしい。</p>	<p>○ 業界団体へヒアリングを行ったところ、ソフトウェアの売上を「事業者向け」と「一般消費者向け」に区分することについては、価格設定や契約形態が異なるため可能とのことであった。ただし、個人事業主や小規模企業は「一般消費者向け」のソフトウェアを利用するケースもある点については留意が必要とのことであった。</p> <p>また、OS、ミドルウェア、セキュリティーソフト等の「基本ソフトウェア」とそれ以外の「アプリケーションソフトウェア」を区分することも可能とのことであった。</p> <p>さらに、物理的媒体、ダウンロード用、クラウド用に区分することも概ね可能とのことであったが、いずれの形態もソフトウェアの機能・内容としてはほぼ同じである点は留意が必要とのことであった。これらについては、ゲームソフトウェアについても同様とのことであった。</p>
17	<p>○ 「ゲームソフトウェア」の区分について</p> <p>ゲームの配信による提供と物理的媒体によるゲームの提供は単価が異なっており、区分すべきではないか。</p> <p>→ オンラインによる課金については、「ゲームソフトウェア」に含めることとしている。</p> <p>→ 412 音楽情報制作業で「音楽ソフト」と「配信用音楽コンテンツ」が区分されていることを考慮すれば、区分しても良いのではないか。</p>	<p>○ 以上を踏まえ、ソフトウェアについては、まず、需要先がほぼ一般消費者向けに特定できるゲームソフトウェアとそれ以外のパッケージソフトウェアに区分し、さらにパッケージソフトウェアは、事業者向けと一般消費者向けをそれぞれ統合分類で区分することとしたい。</p> <p>事業者向けパッケージソフトウェアと一般消費者向けのパッケージソフトウェアは、最下層でアプリケーションソフトとOS等の基本ソフトを区分し、さらに、映像・音楽等の他のコンテンツとの整合を図るため、物理的媒体に記録されたものと、ダウンロード用及びクラウド用を含むオンライン配信用のソフトウェアを区分することとしたい。</p> <p>同様に、ゲームソフトウェアについても物理的媒体とオンライン配信用を最下層分類で区分することとしたい。</p>
18	<p>○ 「ウェブ情報検索・提供サービス」及びSNSについて</p> <p>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を区分して分類を設定する可能性についても検討してほしい。</p> <p>→ 「ウェブ情報検索・提供サービス」を「情報検索」と「情報提供」に区分し、SNSを後者に含めてはどうか。</p> <p>→ 検索サイトを運営している事業者は、インターネットショッピング</p>	<p>(SNSについて)</p> <p>○ SNSは、インターネットを利用して利用者が相互に交流するサービスを提供するものであり、情報を伝達するための手段を提供しているという観点からは通信サービスと考えられるが、そのためのアプリケーションや各種のコンテンツを提供しているという観点からは情報サービスとも考えられる。</p>

	<p>グサイトや動画配信サービスなど様々なサービスを提供しており、原案どおり区分できるかについて、今後確認が必要と考えている。</p>	<p>○ 国際分類では、CPA はオンラインコンテンツに関するバスケット項目である「他に分類されないその他のオンラインコンテンツ」に含まれるものと整理され、NAPCS は「インターネット広告」及び情報通信サービスのバスケット項目である「その他の情報サービス」に含まれるものと整理されており、その扱いは必ずしも統一されていない。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、SNS については生産物分類において区分して設定することを今回は見送り、次回改定時に改めて検討を行う。</p> <p>※ ウェブ情報検索・提供サービスについては、No.27 参照。</p>
19	<p>○ 「シェアリング・エコノミー」について</p> <p>シェアリング・エコノミーは、原案では「マーケットプレイス提供サービス」に含めている。ただし、そもそも定義が難しいと思われるところ、生産物分類としてどう整理すべきか。</p> <p>→ シェアリング・エコノミーの特徴は、供給者が個人であるところであり、生産物分類として設定する場合は、需要先ではなく供給先で区分する必要がある。また、シェアリング・エコノミーにおける個人の生産額を直接把握することは困難であり、仲介事業者のデータから推計せざるを得ない。このように、生産物分類の策定方針に沿わない部分はあるが、例外として設定を検討すべきと考える。</p> <p>→ 定義や生産額の把握は難しいものの、シェアリング・エコノミーの経済規模を推計するニーズはあるため、生産物分類として設定してほしい。</p> <p>→ シェアリング・エコノミーは個人間の取引とされているが、仲介サイトには事業者も取引に参加している。また、そもそも中古品の取引はこれまでも存在し、それとの違いはあるのか。そういった状況の中で、あえて区分する必要があるのか。</p>	<p>※ No. 29 参照</p>
20	<p>○ ソフトウェアの販売について</p> <p>貿易統計には「輸送可能財」という概念があり、DVD 等で複製された「映像ソフト」は「輸送可能財」に位置付けられるので、「映像ソフト」と「配信用映像コンテンツ」は原案どおり区分した方がよい。</p> <p>全体的な考え方を統一するために、情報サービス業の「ソフトウェア」についても、物理的媒体に記録されたソフトとダウンロード版のソフトを区分する方向で検討していただきたい。</p>	<p>※ 第 19 回研究会の資料 1-1 に対処方針（案）記載済みのため省略。</p> <p>なお、ソフトウェアの修正については、No. 16 及び 17 のとおり。</p>

24	<p>○ 「コンテンツ配信プラットフォームサービス」について 「コンテンツ配信プラットフォームサービス」を通信業の主業の生産物リストに追記いただき、インターネット付随サービス業の生産物リストから削除いただきたい。</p>	<p>○ JSICでは、ウェブ・コンテンツ提供業は、4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダに分類されており、コンテンツ配信プラットフォームサービスはこれらのウェブ・コンテンツ提供業の生産物として設定しているもの。 したがって、同サービスは原案どおり 40 インターネット付随サービス業の主業の生産物として設定する。 なお、通信事業者においても、コンテンツ配信プラットフォームサービスに該当するサービスを提供していることを確認したため、同サービスを通信業の副業として設定する。</p>
----	--	--

2 研究会後に寄せられた御意見等

	御意見等	対処方針（案）
26	<p>○ クラウドサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前回研究会においては、「クラウド」等の概念の曖昧さや、「クラウド」等の技術をベースとした分類への懸念などについてさまざまなご意見があり、これまでの議論等を踏まえれば、「クラウド」等の言葉にこだわることなく、生産物であるサービスに着目した分類の在り方についてご検討いただくことも一案ではないか。 仮に「クラウド」等の用語を分類名に使用するとしても、定義の明確化や共通理解の醸成、サービスの性質・内容による分類が必要ではないか。 ● データセンターが提供するサービスのうち「データセンターサービス（IaaS, PaaSを除く）」、「IaaS及びPaaS」及び「アプリケーションサービス（SaaS）」はそれぞれ別の取引対象であり、いずれも「生産物」であると考えている。 また、「データセンターサービス（IaaS, PaaSを除く）」及び「IaaS及びPaaS」は、別の企業にとっての中間投入となっている場合もあることなどは、GDP統計の精度向上に向けて考慮すべき重要な点だと考えており、個別に把握することが望ましい。 	<p>○ データセンター設備を保有する事業者やソフトウェア関係業界団体にヒアリングを行ったところ、複数の事業者・団体からクラウドの定義づけは困難であるとの回答を得た。実際に、事業者によってはクラウドの再販や接続のみを行っているサービスや、クラウドへの移行のためのシステムインテグレーションサービスを「クラウドサービス」として捉えている事例もあり、事業者によってクラウドの定義に幅があることがわかった。</p> <p>○ データセンター設備を保有する事業者における各種サービスの売上の区分可能性についてヒアリングを行ったところ、ある事業者においては、提供するサービスをクラウド、サーバーホスティング、サーバーハウジングに区分することは可能であり、クラウドについてもIaaS、PaaS、SaaSで区分可能とするところがあった。また、ある事業者では、専ら「中間投入」的に消費されるIaaS及びPaaSと、それ以外のSaaSに区分しているところがあった。一方で、サーバーハウジングは区分可能だが、サーバーホスティング及びクラウドは区分が難しく用途も類似しており、クラウドをIaaS、PaaS、SaaSに区分することも難しいと回答した事業者もあった。</p> <p>○ 以上を踏まえ、いわゆる「クラウドサービス」については、事業者間における定義に幅があることから、「クラウド」という用語は使わずに生産物分類を設定することとしたい。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的には、データセンターにおけるサーバー、ストレージ等の機器・設備をベースに、主として事業者向けにシステム又はアプリケーション構築等の基盤となる IaaS、PaaS 等の機能を提供する「ICT 機器・設備共用サービス」と、サーバー設置スペースを顧客に貸し出し、顧客のサーバーのインターネットへの接続や保守・運用サービスなどを提供する「サーバーハウジングサービス」を統合分類でそれぞれ設定することとしたい。 なお、「ICT 機器・設備共用サービス」は、最下層において、「サーバーホスティングサービス」と IaaS・PaaS に相当する「ICT 基盤共用サービス」に区分する。 ○ また、SaaS・ASP としてアプリケーションを提供する「ICT アプリケーション共用サービス」を統合分類で設定し、最下層で「事業者向け」、「一般消費者向け」及び「ゲームアプリケーション」に区分する。 ○ なお、当初原案において設定されていた「コンテンツ配信プラットフォームサービス」は、「ICT アプリケーション共用サービス」に含まれる SaaS・ASP は除くものとして定義を修正するとともに、名称に「(ICT アプリケーション共用サービスを除く)」を付記する。
27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ウェブ情報検索・提供サービス」について インターネット附随サービス業の代表事例として例示されている「ウェブ情報検索・提供サービス」等が「主業」として情報サービス業に位置づけられているが、社会の実態として実際にどのように存在するのかを確認した上で、その取扱いを検討すべき。 	<p>(ウェブ情報検索・提供サービスについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ウェブ情報検索・提供サービス」は、インターネット経由でウェブ情報の検索エンジンや各種ウェブ情報を提供するサービスとして定義し、「インターネット附随サービス業」の主業とする。 また、「情報提供サービス」は、各種のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供するサービスとして定義し、「情報サービス業」の主業とする。
28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産物分類における「主業」と「副業」の考え方について 生産物分類の策定における「主業」と「副業」の設定・変更に関するメルクマール(判断基準)や考え方について、日本標準産業分類との関係を含めて明確にすべき。 また、現状「P」とされている「副業」について、最終的にどのような取り扱いになるのか明示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本分類と日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)(以下「J S I C」という。)との対応関係については、分類表において、ある生産物(詳細分類)を産出する主たる産業(J S I C 小分類(3 桁))を整理する。 対応関係の整理に際しては、①ある産業にとっての主たる生産物は何か、②ある生産物を産出する主たる産業は何か、③前記①②のいずれの視点からも主たる産業を特定できない生産物はあるかの 3 つの観点から検討し整理する。 ○ なお、各産業のいわゆる「副業の生産物」についての情報は、今回の

		<p>生産物分類検討に際して行った企業等へのアンケート調査やヒアリングの結果により得られたものであるが、必ずしも網羅性のあるものではないため、分類表への掲載は見送ることとし、研究会における検討成果として別途参考情報として掲載することを検討する。</p>
29	<p>○ 「マーケットプレイス提供サービス」の設定について</p> <p>「インターネット附随サービス業」において、シェアリング・エコノミーの仲介サービスにかかる生産物として「マーケットプレイス提供サービス」が設定されている。個人事業主が販売する製造品や中古品をインターネットオークションなどで販売する場合には、その仲介サービスは、「マーケットプレイス提供サービス」に該当すると考えられる。他方、民泊では、業法によって、仲介サービスの内容や仲介業者が、既存の事業者との関係を踏まえて規定されており、これに含めることが必ずしも適当とはいえないのではないか。いずれにしても、シェアリング・エコノミーの仲介サービスにかかる生産物の設定については、その内容、性格に応じ、あり方を考えていく必要があるのではないか。</p>	<p>○ シェアリング・エコノミーにおけるプラットフォームが得る仲介手数料について、第19回研究会における指摘「出品者と購入者の両方から手数料をとる場合、購入者側の手数料はどこに分類されるか。また、購入者側の手数料が月額払いで、購入するサービスが法人も個人もある場合はどうなるのか。」を踏まえ、事業者に追加ヒアリングを行ったところ、「サービス利用者が実際に商品等を購入した相手方が、個人か法人かに分けての区分はしていない。」とのことであった。</p> <p>○ 以上を踏まえ、シェアリング・エコノミーにおけるプラットフォームによる仲介サービスの把握に資するため、G情報通信業の生産物分類原案である「マーケットプレイス提供サービス（広告以外の収入）」を、最下層分類で「個人出品者からの手数料収入」「法人出品者からの手数料収入」「購入者からの手数料収入」に区分することとする。</p>